

## 令和6年度 財務監査（定期）第2回

### 1 監査結果〔指導事項〕に関する報告に基づく措置等の内容

指 導 事 項	措置等の状況	機関名
<b>1 上田市版内部統制基本方針の策定について</b>		
<p>平成 29 年地方自治法改正により、内部統制の整備及び運用並びに監査委員による審査が法定化され、上田市には努力義務が課せられています。</p> <p>令和 5 年度は行政管理課がリスク管理（内部統制）体制構築に向けた不適切事案等の取りまとめを行い、職員アンケートを実施しました。また、監査委員との共催による職員研修を行いました。</p> <p>こうした取組の成果は着実に現れているものの、重要な事務ミスが発生しています。事務ミス未然防止の取組を着実に推進するため、「上田市内部統制基本方針」を策定して、内部統制制度の実施体制整備に向けた指針とされることを求めます。</p>	<p>令和 6 年度においても引き続きコンプライアンス研修を開催し、内部統制への意識の醸成を図っています。また、部長会議や課長会議といった庁議等を通じた重要な施策や注意喚起等の情報共有に加え、各課が独自に実施する実態調査や検査等により、それぞれの所管において事務事業の点検等を実施しています。</p> <p>ご指摘の「上田市内部統制制度基本方針」の策定について、当市の地方自治法上の位置づけは努力義務とされていますが、健全な組織運営に不可欠な要素と認識しています。</p> <p>基本方針の策定により組織として内部統制の仕組みを構築することで、既存の取組を体系的に整理し、職員の責任感と意識の向上を図り、風通しの良い健全な組織風土の醸成に努めてまいります。</p> <p>さらには、基本方針の策定が内部統制の本来の目的である「住民の福祉の増進」に資するものとして、社会的にも信頼される行政運営を目指します。</p>	行政管理課
<b>2 上田市仕事改革・意識改革推進本部規程の改正等について 【行政監査】</b>		
<p>事務又は事業に係る不祥事への対応は、上田市仕事改革・意識改革推進本部規程によっています。同規程は、事務・事業における不祥事を未然に防止し、市民から信頼される公正な組織体制と職員倫理を確立することを目的として、副市長を本部長とする推進本部を設置し、その下に3つの改革チーム（仕</p>	<p>上田市仕事改革・意識改革推進本部について、同組織ではこれまでに不祥事案件が発生した際の実態調査や再発防止策の検討、組織内部への再発防止に向けた周知・啓発等に取り組んでいるところです。</p> <p>ご指摘いただきました内容につきましては、現在、事務誤りや不祥事を未然に</p>	行政管理課

<p>事改革チーム、意識改革チーム、検査チーム)を置き、不祥事の実態調査、不祥事防止のための意識改革、会計処理に対する実地検査の実施等を定めています。</p> <p>いずれの改革チームも事後対応に重きを置いた内容となっていますので、今後、内部統制体制の整備と合わせ、事務ミスや不祥事の未然防止を重視した規程への改正等を検討してください。</p>	<p>防止するため内部統制制度の構築を検討しているところですので、今後、同制度との統一を含め検討してまいります。</p>	
<p>3 基金のうち有価証券額面額と購入差額の処理について</p>		
<p>基金のうち有価証券の年度末残高について、減債基金の有価証券は額面額に依っているのに対して、地域振興事業基金は購入額に依っています。購入差額の扱いが異なっていますので統一してください。</p> <p>また、債券管理簿の補助簿として債券台帳の作成を検討してください。</p>	<p>債券の購入差額は、債券購入時ではなく、償還時に処理することで統一します。</p> <p>基金の有価証券の額も購入額で統一します。</p> <p>また、補助簿の作成についても順次進めます。</p>	<p>財政課 市民参加・協働推進課</p>
<p>4 基金の有価証券に係るリスク管理について</p>		
<p>令和5年度決算審査において、基金における有価証券運用について運用ルールの一貫化と運用管理の統制化によるリスク管理の徹底に関する意見を付しました。(『令和5年度上田市一般会計特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書』P13 第3-1-(8)「基金の有価証券に係るリスク管理」参照)</p> <p>その後のヒアリングで次の点について確認できました。</p> <p>① 債券運用については、短期の資金需要に制約が生じる点に留意し、財政部長、会計管理者をはじめとする関係職員により、年度末に当年度の債券運用実績を確認したうえで次</p>	<p>基金の運用につきましては、引き続き、国債や地方債等の安全性の高い債券を中心に運用し、有効に活用していくよう努めています。</p> <p>②の債券購入にあたっては、統一ルールとして、市長、副市長、財政部長、会計管理者及び関係職員の決裁を得て進めます。</p> <p>①債券運用の協議や③の統一化の検討につきましては、関係課と連携し、令和7年度のできるだけ早い時期に実施してまいります。</p>	<p>財政課 市民参加・協働推進課</p>

<p>年度の債券運用計画を協議し、その範囲で債券購入を行うこととします。</p> <p>② また債券購入にあたっては市長、副市長、財政部長、会計管理者及び関係職員の決裁を得るものとします。</p> <p>③ 現在、債券運用の根拠として「上田市公金管理及び運用に関する基準」、「上田市地域振興事業基金の債券運用に関する申し合わせ事項」の2つの規程がありますが、特定目的基金に関して統一した申し合わせ事項の作成を検討し、運用を図ります。</p> <p>①から③の取組を確実に進め、適切に運用管理を行ってください。</p>		
<p>5 重要物品（自動車）の財務規則取扱規程削除について</p>		
<p>上田市財務規則第 230 条第 1 号によれば、取得価格が 100 万円以上の自動車を重要物品と定め、同取扱規程第 51 条第 1 項において、「当該自動車の製造年月から 5 年以内のものとする」として、製造年月から 5 年を超えて使用している自動車を除いています。この結果、財産に関する調書の物品からも除かれています。登録して 28 年経過した自動車を使用（令和 6 年 6 月に廃車処分済み）されていた等、安全を考慮した管理ができていたとは言えません。（令和 5 年度定期監査（第 2 回）P12 No.19 参照）</p> <p>同取扱規程第 51 条第 1 項の定めを削除して、取得価格が 100 万円以上の自動車で使用中のもの全ての台数を反映させ、管理を徹底してください。固定資産の補助簿である固定資産台帳は耐用年数経過後、廃車や売却処分まで備忘価格（1 円）を付す必要があり、公有財産台</p>	<p>財務規則取扱規程の定めにより自動車の重要物品の登録、解除を行ってまいりましたが、今回の指導に基づき、今年度中に同取扱規程第 51 条第 1 項の削除を行う予定です。</p> <p>今後、財務会計事務研究会で協議のうえ、すでに重要物品から削除した自動車の取扱いや総数把握・削減のため自動車の一元管理等について検討し、安全を考慮した管理の徹底を図ってまいります。</p> <p>また、関係課と連携し、各種台帳の正確な管理を行い、土地、建物、物品等の適正管理に努めてまいります。</p>	<p>会計課</p>

<p>帳との統一化に向けても必要です。</p>		
<p>6 統一した耐用年数に基づく施設の維持管理について</p>		
<p>公共施設は耐用年数に基づき適切に維持管理する必要があります(上田市公共施設マネジメント基本方針)。</p> <p>所管施設について、令和4年度固定資産台帳と公有財産台帳の耐用年数が異なっていました。</p> <p>西上田駅南口・北口トイレ(平成15年建設)及び大屋駅トイレ(平成17年建設)の耐用年数は、固定資産台帳では15年で前者が6年、後者が4年超過していますが、公有財産台帳では24年でいずれも耐用年数に到来していません。</p> <p>施設を適切に維持管理するために、台帳上の耐用年数を統一してください。 (関連項目：指導事項 No.7)</p>	<p>図面等により、建物構造は木造で、耐用年数は15年であることを確認したことから、公有財産台帳を所管する財産活用課と協議の上、不備を是正し、台帳上の耐用年数を統一します。</p> <p>また、耐用年数を超過した施設については、耐用年数が超過していることを踏まえ、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>管理課</p>
<p>7 鉄道駅関連施設の適切な維持管理等について</p>		
<p>指導事項 No.6に記載のとおり、西上田駅南口・北口トイレ及び大屋駅トイレは令和4年度固定資産台帳によるといずれも耐用年数を超過し、老朽化した施設の更新やバリアフリー化が必要です。例えば大屋駅男性用トイレは和式のため利用者に不便を強いています。</p> <p>また、大屋駅市営駐車場は区画線が消えていて事故のリスクを抱えており、管理者として適切に維持管理できていない状況です。</p> <p>駅は「まちの顔」とも言われ、市の魅力向上につながる施設です。日常点検のほか、利用者の声を定期的に聞くなどして、施設を適切に維持管理してください。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、当該箇所(駐車場の区画線、大屋駅トイレ)の改修に係る予算について財政課と協議を重ね、予算を確保し、令和7年度に改修を実施する予定です。</p> <p>他駅についても、「まちの顔」として適切な維持管理に努めます。</p>	<p>管理課</p>

8 財産に関する調書の正確な作成、財産区統合等の検討について

<p>令和5年度上田市各財産区特別会計決算審査意見書に以下の内容の意見を付しました。</p> <p>(1) 財産に関する調書の正確な作成について</p> <p><b>【東内財産区】</b> 土地台帳を閲覧したところ地番と登記地積が二重に記載されているものが数件ありました。土地台帳に合計欄がなく、トータルチェックがされていません。内容を精査して集計し、財産に関する調書に記載された土地（地積）1,033,528.13㎡と照合してください。</p> <p><b>【平井財産区】</b> 土地台帳に合計欄がないため、登記地積を集計したところ、（同一地番同一地積の記載分を除く）668,011.09㎡となり、財産に関する調書に記載された土地（地積）710,093.14㎡と42,082.05㎡だけ差異があります。原因を精査されて一致するようにしてください。</p> <p><b>【西内財産区】</b> 土地台帳に合計欄がなく、トータルチェックがされていません。内容を精査して集計し、財産に関する調書に記載された土地（地積）896,916.95㎡と照合してください。</p> <p>公有財産(1)土地及び建物の区分に山林896,916.95㎡と記載されています。土地台帳によれば地目に原野や保安林が含まれていることから区分記載してください。なお、現況が山林であれば、内容が理解できるように表を見直しされて説明を加える等、明瞭表示してください。</p>	<p>(1) 長年にわたり、当財産区議会において土地台帳および立木の推計蓄積量について承認が得られてきましたが、単独での事務局による精査にとどまらず、財産区議会とともに台帳等の整備を進めるよう努めてまいります。</p> <p><b>【東内財産区】</b> 土地台帳に合計欄を設け、定期的なトータルチェックを実施し、正確性の維持に努めてまいります。また、二重記載の確認と防止のため、精査体制を構築します。</p> <p><b>【平井財産区】</b> 土地台帳の整備を進め、合計欄を追加します。また、定期的なチェックと財産調書との照合により、登記情報の正確性の維持に努めてまいります。</p> <p><b>【西内財産区】</b> 土地台帳に合計欄を設置し、トータルチェックを実施いたします。また、調書との照合及び地目の確認を実施し、区分表示の明瞭化に努めてまいります。</p> <p><b>【各財産区共通】</b> 長野県森林簿を参考に、各財産区の立木推定蓄積量を実態に合わせて調査してまいります。</p> <p>(2) 東内、平井、西内財産区の統合につきましては、令和6年12月の各財産区議会で説明をしましたが、歴史的背景や各財産区の取り組み内容に乖離があるため、反対意見が多く、直ちに実現できる状況ではありません。</p>	<p>丸子地域振興課</p>
---	---	----------------

<p>【各財産区共通】</p> <p>山林について、立木の推定蓄積量の令和5年度増減及び年度末現在高がゼロとなっています。長野県が管理している森林簿の写しを参考とするなど実態に即した立木の推定蓄積量を記載してください。</p> <p>(2) 財産区統合等の検討</p> <p>【各財産区共通】</p> <p>丸子地区の財産区は東内、平井、西内と3つに分かれています。いずれも上田市の丸子地域振興課が兼務して各財産区の事務を処理し、歳入歳出決算書を作成して監査委員の審査に付し、各財産区議会の議決を経ているため、本来の目的である当該財産区の住民の福祉増進のための管理が円滑に行えているか懸念されます。</p> <p>松食い虫被害対策として伐倒燻蒸を実施することや、間伐、植林、森林作業道の整備、松茸山公売増収等の長期的展望に立った山林の育成と管理を行うには、3つの財産区の統合や上田市へ統合（財産処分）することにより事務の効率化や上田市の住民の視点から福祉増進が期待されることから検討してください。</p> <p>丸子地域振興課は、上記(1)について、各財産区が適切な事務処理を進められるよう指導してください。また、(2)について上田市への統合を視野に入れ、関係各課と協議しながら検討事項について進捗が図られるように適切な管理を行ってください。丸子地域の振興につながることを期待します。</p>	<p>事務局としては、監査委員のご指摘を真摯に受け止め、丸子地域における財産区の統合については関係部局と協議をしながら慎重に進めてまいります。</p>	
--	---	--

【監査の結果〔検討事項〕に関する報告に基づく措置等の内容】

検 討 事 項	措置等の状況	機関名
1 債務負担行為限度額と支出及び支出予定額の管理について		
<p>令和6年度に実施した決算審査において予算で議決された債務負担行為限度額について、5年度支出額と6年度以降の支出予定額を審査したところ、一部記載漏れ等があり、訂正を求めました。</p> <p>債務負担行為とは「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為を指す」とされ、予算で定めておかなければなりません。</p> <p>過年度に債務負担行為をしているものについては重ねて債務負担行為を設定する必要はありませんが、予算に関する説明書のうち、債務負担行為に関する調書の提出が求められています。</p> <p>調書の正確性を期すため、年度末限度額の設定額と実行額、前年度末までの支出額と当年度支出額並びに翌年度以降の支出予定額を区分し、所管部局、事項別に分類して管理することを検討してください。</p>	<p>債務負担行為を用いた契約等は増加傾向にあり、設定額に対する実績の把握・整理は重要であると考えています。</p> <p>債務負担行為の設定額等については、財政課において、契約情報等を把握し、正確な管理に努めます。また、令和6年度の財務会計システム更新により、新たに債務負担行為のメニューを使用できるようになりましたので、システムを活用し、事業担当課とも情報共有を図り、正確な管理に努めてまいります。</p>	<p>財政課</p>
2 学校給食費の公会計化等の検討について		
<p>上田市の小中学校は、学校給食費の徴収事務について各学校の教職員が担っています。収入は私会計とされ一般会計に計上されていません。</p> <p>教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、透明性の向上等の効果が見込まれるとして、文部科学省は令和元年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を公表して徴収・管理業務を他の収入事務と同じく地方自治体が自らの業</p>	<p>学校給食費の公会計化には、教職員の徴収管理から給食費管理システムでの一元管理となるため、システム構築及び保守費用、人員体制の確保が必須となっております。</p> <p>システム構築に関しては、導入経費及び運用コストが高額であり、また、児童生徒の学校、学年、クラス等の情報は、現在運用している学齢簿システムと連携することが効率的ですが、令和8年3月の標準化に向けた対応により、給食費</p>	<p>学校保健給食課</p>

<p>務とし、公会計化（一般会計の歳入とすること）を推進するよう通知しています。</p> <p>令和5年8月31日に公表された全国の学校給食を実施している教育委員会を対象にした調査によると、公会計化等を実施している自治体519団体（34.8%）と準備・検討している自治体454団体（30.4%）の合計は65.2%となり、前回調査から3%増加したと報告されています。</p> <p>情報システムの導入や運用コスト、人員確保等の課題はありますが、ガイドライン公表から相当期間経過したことに伴い、情報システムの標準化によるコスト低下の状況や同規模自治体の先行事例の実態調査等を実施され、学校給食費の公会計化等の検討を求めます。</p> <p>内部統制が図られ、収入未済の管理が一般会計と同じくなることから債権管理室との連携や監査委員の財務監査（定期）の対象となることで会計の透明性が向上することも大切です。</p>	<p>管理システムの開発には時間を要することが想定されております。</p> <p>人員体制に関しては、徴収事務や滞納管理業務に対応する人員配置の検討が必要となりますが、いずれの場合も大きな財源を伴うものとなってまいります。</p> <p>併せて、国においては、給食無償化について「まずは小学校を念頭に、地方の実情などを踏まえ、令和8年度に実現し、その上で、中学校への拡大も、できる限り速やかに実現する」としており、骨太の方針2025において「これまで積み重ねてきた各般の議論（「給食無償化」に関する課題の整理について（令和6年12月27日文部科学省）等）に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」との方向性が示されたところです。</p> <p>以上の状況から、公会計化における課題を整理しつつ、給食費無償化に係る国・県の動向を注視しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>	
<p>3 入館者増加の取組について</p>		
<p>2館の令和5年度の入館者数は次のとおりで、決して多い人数とは言えません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信濃国分寺資料館・・・2,936人（9.8人/日）</li> <li>・丸子郷土博物館・・・330人（1.1人/日）</li> </ul> <p>信濃国分寺資料館は国分寺関係資料と上田小県地域の原始・古代を、丸子郷土博物館は丸子地域の考古・近代（製糸業）を中心として、それぞれ特徴を生かし企画展等事業を実施していますが、合併以前からの地域性による内容となっています。</p>	<p>御指摘の二つの館につきましては、新型コロナウイルスの流行後から徐々に入館者数が回復してきているところですが、引続き、より多くの方々に観覧していただけるよう、魅力ある展示や講座の開催に工夫してまいります。</p> <p>博物館の展示・収蔵資料の多くを占める歴史資料は、時代や地域に深く結びついていることから、市内の3つの博物館施設では、時代性、地域性を生かしてそれぞれ特色ある館の運営を行ってまいりました。今後は、上田市歴史文化基本構想や上田市文化財保存活用地域計画等を進める中で、これらの施設の役割の</p>	<p>信濃国分寺資料館</p> <p>丸子郷土博物館</p>

<p>展示目的別に各館の役割の見直しが必要と考えます。例えば、信濃国分寺資料館は原始・古代、丸子郷土博物館は製糸業を中心とした近代、その間をつなぐ時代を市立博物館が担当するなど各館が全市をカバーした時代区分によった役割に再編することも一案です。令和8年、上田市誕生20年を迎えるにあたり、「地域の宝」を守り、発信する積極的な取組によって郷土への愛着や誇りを育てる拠点となることを期待します。</p>	<p>再整理、収蔵・管理及び保存・研究環境の充実及び、市民や来訪者に系統的分かりやすい展示紹介のできる施設づくりについて関連部局と連携しながら取り組んでまいります。</p>	
---	--	--

【監査の結果に関する報告に添えて提出する「意見」に基づく方針の内容】

意見	方針の内容	機関名
1 小中学校の実態に即した改築等について		
<p>上田市公共施設マネジメント基本方針（令和4年11月改訂）によれば「公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使用します」と公共施設5原則の2で記載されています。</p> <p>用語解説で耐用年数は建物寿命と同義で更新（建替え）の目安として一般財団法人日本建築学会で示されている標準的な目標耐用年数としての代表値が60年とされており、当市もこの考えに基づいているとされています。</p> <p>これに対して、上田市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）によれば「改修等の基本的な方針」として、「学校施設の目標使用年数を概ね80年と定め、施設を長期間適正に使用できるよう、概ね20年ごとに必要な施設改修を行うこととします。」としています。</p> <p>固定資産台帳は民間と同じく財務省の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められた耐用年数47年を採用しています。</p> <p>小中学校の耐用年数について80年・60年・47年と3つの耐用年数が示されています。</p> <p>方針や計画、台帳の背景や趣旨は理解できますが、建物寿命が近くなり、更新（建替え）等が必要と思われる校舎について、財務監査（定期）結果において記載したとおりであり、実態に即した更新等が行われることを期待します。</p>	<p>小中学校の改築事業につきましては、上田市学校施設長寿命化計画（令和3年3月）に基づき、概ね80年の目標使用年数を見据えた改築や長寿命化改修などを実施しております。</p> <p>当該事業にあたっては、国庫補助金や地方債を最大限に活用し、財源の確保に努めながら、実態も考慮した改築等を進めてまいります。</p>	<p>教育施設整備室</p>

上田市監査委員事務局